

◎新潟県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市大字南荷頃字丸畑 899 番 4 から	新	6.4～46.2メートル	268.8メートル
同市大字南荷頃字丸畑805番4まで	旧	5.0～24.0メートル	275.3メートル

備考 路線の重用

一部区間県道小栗山川口線と重用